

美濃加茂市生涯学習センターご利用案内

美濃加茂市生涯学習センターをご利用いただき、ありがとうございます。ご利用にあたって次の点についてご確認願います。

1. 使用許可時間について（平成25年9月1日改正）

使用許可時間の区分 ①08：30～12：30
②13：00～17：00
③17：30～22：00

次に使用する団体もあり使用時間は、厳守してください。

2. 施設等の使用について

1. イス・机等を移動されたときは、使用後において必ず元の位置にお返してください。
2. 飲食は可能ですが、飲食に伴うごみ等は、必ず各自持ち帰ってください。
3. マイク等の備品が必要なときは、事前に（センター使用許可申請）申込みしてください。
4. イス・机、備品等が不足しているときは、その都度、事務室まで申し出てください。

3. 施設及び設備等の破損について

施設及び備品等を破損又は紛失したときは、ただちに事務室へ連絡し、その指示を受けてください。

4. 使用許可の取消（使用中止）について

使用許可を受けた日以降において、取消（使用中止）する申し出の手続き（「生涯学習施設使用取消承認申請書」の提出。電話連絡等による場合も含む。）を行った日より、取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

1. 使用する当日に「生涯学習施設使用取消承認申請書」を提出したときは、使用料は還付しません。
2. 使用する日の前日から6日前までに取消承認申請書を提出したときは、使用料を50%還付します。
3. 使用する日の前日から7日前までに取消承認申請書を提出したときは、使用料全額還付します。
4. 災害その他の事故等により、施設の使用又は使用者の安全の確保ができないと市が判断する場合は全額還付します。

※ 備品の使用許可についても、同様の取扱いとします。

例：

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	③	14

使用日 … 13日（金）
全額還付… 6日までに届出のとき
50%還付… 7日から12日の間の届出のとき
還付なし… 13日当日の届出のとき

5. 使用日の変更について

使用する日までに「美濃加茂市生涯学習施設使用許可変更申請書」を提出したときは、変更後に使用しようとする日の施設使用料として振替の取り扱いをしています。それ以降の申請は、災害その他の事故等により、安全の確保ができないもの以外は、施設使用料はお返しできませんので、変更が決まりしだい早期にご相談（連絡）ください。

6. その他

1. センター使用許可申請の申請期間
使用しようとする日の属する月の6ヶ月前の月の初日から使用しようとする日までの間、使用許可申請ができます。
例えば、4月1日の申請日の場合は、10月末日まで予約が可能となります。
2. 今後、定期的にセンターを使用するとき
『美濃加茂市公共施設予約システム利用者登録申請書』を提出していただくことにより、自宅からでもパソコンで事前予約ができるようになります。
《手続の流れ》
A 『美濃加茂市公共施設予約システム利用者登録申請書』を提出します。
B 生涯学習課にて登録処理を行います。
C 『みのかも定住自立圏施設利用登録通知書』『利用者カード』を交付します。
D 自宅のパソコンから事前予約手続を行います。
E センター事務室で使用許可申請と使用料の納付手続を行います。（自宅からの事前予約なしで、直接センター事務室での手続も可能ですが、早期部屋の確保が難しいときもあります。）
F 登録後、代表者の変更等があったときは、その都度、変更の手続きをしてください。
G サークル等の定期使用登録団体であるときは、毎年度の更新手続が必要となります。

ご利用についてのお問い合わせ、ご相談は・・・
美濃加茂市生涯学習センター（美濃加茂市太田町3425-1 Tel.0574-25-4141）までお気軽にご連絡ください